⑤　当直体制が整備されていること。
⑥　緊急手術体制が整備されていること。
⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑨　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑪　当該療養について十例以上の症例を実施していること。
⑫　届出後当該療養を二十例実施するまでの間は、三月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

六十五　ＭＥＮ１遺伝子診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

多発性内分泌腫瘍症１型（ＭＥＮ１）が疑われるもの

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　内分泌代謝科専門医、外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
②　当該療養について一年以上の経験を有すること。
③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　内科又は外科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
③　臨床検査技師が配置されていること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑦　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
⑧　当該療養について症例を実施していること。

**○農林水産省告示第千八百七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県南アルプス市芦安芦倉字古屋鋪四八〇、字中山六六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古屋鋪四八〇・字中山六六二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百七十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市白州町白須字大平九二五七の二、九二五八の二、九二五九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百八十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市神山町鍋山字八ッ俣二五五三、二五六四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字八ッ俣二五五三・二五六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百八十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町内船字スノ子澤一四三四七、一四三五五の三、一四三六九の一、一四三六九の三、字古草里一四五七七の三・一四五七九・一四五八九・一四五九二・一四五九三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一四五七五、一四五七六、一四五七七の一、一四五八〇の二、一四五八八、一四五九一、一四五九六、一四五九七、一四五九九、一四六〇〇、一四六〇二、一四六六二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百八十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県笛吹市芦川町中芦川字一之倉一五九四、一六〇三、一六〇四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一之倉一五九四・一六〇三・一六〇四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）